

「責任ある機関投資家」の諸原則の対応状況について

株式会社大和ファンド・コンサルティング

当社は、投資運用業者(投資一任)及び投資助言業者として、2014年11月に「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の受け入れを表明、2017年11月に当社の取組方針を更新しました。

取組方針にある通り、当社は、個別の上場企業の株式に直接投資することではなく、議決権行使やエンゲージメントについても投資先企業と直接対話をする機会を有しておりません。しかしながら、運用会社への投資・評価を通じ、受益者の皆様に対する責任ある取り組みを推進すべく、現在の対応状況を公表します。

当社は、定性的な運用能力及び定量的な分析のみならず、アンケート調査や運用会社との対話を通じて得たスチュワードシップ活動の対応状況等を運用機関及びファンドの評価に活かしています。

対応事例：

【運用機関及びファンドの評価】

- 運用機関及びファンドの評価においては、運用スタイルに応じたスチュワードシップ活動の実態を反映します。例えば、株式アクティブファンドにおいてはエンゲージメントの状況など、スチュワードシップ活動を含めた、手法、体制、成果を分析し評価します。
- 利益相反に重大な問題のあるファンドについては原則として評価を見送ります。

【投資助言及び投資一任組入ファンドの採用】

- 当社の定める会議体において承認を受けたファンドのみを投資助言(ファンド・オブ・ファンズ)及び投資一任の取扱いファンドとして採用します。
- 社内の評価において十分なレベルに達していない運用機関やファンドは会議体へ付議しません。

今年度からはスチュワードシップ・コード対応状況をよりの確に把握すべく、議決権行使やエンゲージメント、利益相反管理体制、また、ESG投資に対する取組や体制についての調査項目を拡充しました。ESGの分析については担当者を任命し、調査レポートを作成するなど、スチュワードシップ活動の浸透に向けた取り組みを行っています。

新たな情報の蓄積による調査分析能力の高度化に努め、今後の評価に活かします。また、運用機関との対話を深め、より良いファンドや情報を投資家の皆様に提供できるよう、取り組みの深化を図ります。